

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のBに雇用され、電気工として業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cに所在するD会社が元請会社として施工するEの災害復旧工事及び調査作業現場において、仮設足場で作業をしていたところ、当該足場が倒壊したことにより足場もろとも墜落し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、F病院に受診し「後頭部打撲傷、左肋骨骨折、第2腰椎横突起骨折」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、治ゆ（症状固定）後も、体の熱感、冷感、両下肢のしびれ等の多彩な症状を訴えており、それらは本件災害に起因し、したがって障害等級は14級を超えると主張している。

(2) この点につき医証をみると、次のとおりである。

G医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、反射性交感神経ジストロフィー疑いと診断している。

H医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、変形性腰椎症、腰部脊柱管狭窄症と診断しているが、請求人の訴える諸症状が転落の後遺症かは不明であると所見している。

I医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書及び平成〇年〇月〇日付け診断書において、現在両下肢のしびれ感と両膝痛があり、これらは本件災害に伴う腰椎横突起骨折や本件災害による後遺症と判断すると所見している。

J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、横突起骨折後の腰痛がある。頰椎、腰椎、胸部のX線所見では、骨癒合はしており、異常所見は認められない。訴えている症状と受傷病態との因果関係は不明である。反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）の所見は認められないと述べている。

(3) 以上の請求人の主張及び医証を総合すると、以下のとおりである。

ア I 医師は、請求人の両下肢のしびれ感等の症状は本件災害に伴う腰椎横突起骨折による後遺症と判断すると所見しているが、本件災害による請求人の腰椎横突起骨折は骨癒合しており、請求人が訴える両下肢のしびれ等の症状と関連するとは考えられない。

イ 請求人は、残存障害としてRSDを認定するよう主張しているところ、G 医師は、体幹部の発汗障害等を基にRSD疑いと診断するも、客観的根拠（骨の萎縮、皮膚温の変化等）は示していない。したがって、当審査会としても、上記J 医師の意見のとおりRSDと認定することはできないと判断する。

(4) その他、請求人の主張及び審査資料を子細に検討したが、前記判断を左右する点は見いだせなかった。

(5) したがって、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)に説示するとおり、請求人に残存する障害は、「局部に神経症状を残すもの」(第14級の9)に該当すると判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。